

令和7年度

主な行事予定

I 学期（4月10日～7月18日）

- 4月 28日（月）～2日（金） 春の個人懇談会
 5月 8日（火） 4年さすな見学
 春の遠足（4組）
 【予備日 20日（火）】
 13日（火） 春の遠足（1～3年）
 【予備日 5月29日（木）】
 20日（火） 放課後まなび教室開講式（中間休み）
 23日（金） 4年モノづくりの殿堂・工房学習
 27日（火） 1年生を迎える会
 6月 7日（土） 休日参観・引き渡し訓練
 【代休日 9日（月）】
 12日（木）～13日（金）修学旅行（6年）【愛知方面】
 16日（月） 水泳学習開始
 7月 7日（月）～11日（金） 夏の個人懇談会
 14日（月）～16日（水） 若狭湾青少年自然の家（4年）
 18日（金） I 学期終業式 給食最終日
 28日（月） 水泳記録会（6年）【アクアアリーナ】

2学期（8月26日～12月24日）

- 8月 26日（火） 2学期始業式 給食開始
 9月 9日（火） 自由参観・夏休みの作品展
 10月 8日（水） 運動会 【予備日 10日（金）】
 15日（水）～17日（金） 花背山の家（5年）
 21日（火） 4年自転車安全教室
 【予備日 28日（火）】
 22日（水） 秋の遠足（1～3年、4組）
 【予備日 11月6日（木）】
 25日（土） 6年陸上競技記録会
 持久走記録会【たけびしスタジアム】
 11月 19日（水） 令和8年度入学児童就学時健康診断
 21日（金） 学習発表会・キッズフープ
 12月 5日（金） ふれあい参観・懇談会
 16日（火）～19日（金）個人懇談会（希望制）
 24日（水） 2学期終業式 給食最終日



3学期（1月7日～3月24日）

- | | |
|----------|----------------------------|
| 1月 7日（水） | 3学期始業式 給食再開 |
| 27日（火） | マラソン大会
【予備日 29日（木）】 |
| 2月 4日（水） | 令和7度年入学児童半日入学
・入学説明会 |
| 24日（火） | 授業参観・懇談会・造形展
(2・4・6年・育) |
| 25日（水） | 授業参観・懇談会・造形展
(1・3・5年) |
| 3月 4日（水） | 6年生を送る会 |
| 19日（金） | 給食最終日 |
| 23日（月） | 卒業式 |
| 24日（火） | 修了式 |

●年度当初の予定ですので、変更する場合があります。
毎月配布する「学校だより」でご確認をお願いします。

スクールカウンセラーからのお知らせ

池田小学校のスクールカウンセラーの溝上留美子（みぞかみるみこ）と申します。昨年度に引き続き、どうぞよろしくお願ひ致します。新年度が始まり、気持ちを新たにスタートした人も多いかと思います。新しくチャレンジすることはもちろん、日々の生活を一見、当たり前の日常を積み重ねることがこころやいろいろなものを育むことにつながります。一方で、日常の子どもの些細な変化が子どものこころを理解する手がかりになることもあります。「ちょっと気になるな」と思ったら、気軽にご相談ください。

池田小学校では、子どもたちの悩みを受け止めたり、個々の子どもたちの理解を深めたりするためにスクールカウンセラーが配置されています。先生方と協力して子どもさんへ対応しています。子どもさんに関する保護者の方のちょっとした悩み事相談も受けておりますので、ご利用ください。何かありましたら、担任の先生を通して連絡ください。

池田小学校スクールカウンセラー 溝上 留美子

入学おめでとう

4月10日（木）に、25名の新1年生を迎え、入学式を行いました。子どもたちは、ちよっぴり緊張した面持ちでしたが、校長先生のお話をまっすぐ前を向いて、最後までしっかりと聞いてくれました。これからの成長が楽しみになりました。今年も2年生のお兄さん・お姉さんたちが、言葉で伝えたり、歌ったり、踊ったりして小学校のことを紹介してくれました。緊張していた1年生の表情が一気に明るくなり、笑顔いっぱいになりました。3年生以上のお兄さん・お姉さんたちも、1年生の入学を心待ちにしていました。



日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度について

学校の管理下（児童が通学路を歩いて登校している時から、通学路を通って帰宅するまでの間）でけがをして医療機関（保険証が使えるところに限る）にかかった場合に医療費が給付される共済給付制度です。（ただし、診療点数が500点未満は支給されません。）

下記の場合は、給付の対象になりませんので、お知りおきください。

- ・通学路と違う道を通って登下校した場合
- ・一度家に帰ってから、学校に来た場合
- ・長期休業中に学校に遊びに来てけがをした場合

*ご不明な点があれば、気軽に学校までご相談ください。

いじめ対策委員会について

昭和22年5月3日に日本国憲法が施行されたことに伴い、京都市では5月を「憲法月間」と定めています。憲法の基本理念のひとつに「基本的人権の尊重」がありますが、まだ解決しなければならない人権課題がたくさんあります。学校の子どもたちの中でも、いじめや仲間外れはあってはならない問題ですが、皆無ではないのが現状です。私たち教職員も「いじめはない」と決めつけるのではなく、「どこにでもいじめは存在しうる」という考え方で日々子どもたちを見守っていきたいと思います。引き続き、子どもたちのことで何か気づかれたことや相談したいことがありましたら、お伝えいただければ幸いです。

学校ではいじめ対策委員会を設置し、いじめの発生・深刻化を防ぐために取組を続けていきます。子どもたちにも、担任以外にも相談できる先生がいることを知っておいてもらえたたらと思います。何かありましたら、ご相談ください。

